

News letter

10
2022



2022年10月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

contents

30円以上の引上げとなる最低賃金
賃上げ実施事業所の平均賃金改定率
厚生年金・健康保険の適用範囲の拡大について
事業承継・引継ぎ補助金<専門家活用>
M & A 譲渡し情報

30円以上の引上げとなる最低賃金

1. 最低賃金の種類

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、このうち2022年度の「地域別最低賃金」について全都道府県の改定額の答申が行われました。

2. 最低賃金額と発効日

2022年度の地域別最低賃金額と発効日は、下表の予定です。改定後の全国加重平均額は961円となり、昨年度から31円の引上げとなります。

パートタイマー等の時給額のみならず、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

※9月1日以降、順次官報で正式な額の公示がされています。

表 2022年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発行年月日
	改定前	改定後		
北海道	889	920	31	2022年10月2日
青森	822	853	31	2022年10月5日
岩手	821	854	33	2022年10月20日
宮城	853	883	30	2022年10月1日
秋田	822	853	31	2022年10月1日
山形	822	854	32	2022年10月6日
福島	828	858	30	2022年10月6日
茨城	879	911	32	2022年10月1日
栃木	882	913	31	2022年10月1日
群馬	865	895	30	2022年10月8日
埼玉	956	987	31	2022年10月1日
千葉	953	984	31	2022年10月1日
東京	1041	1072	31	2022年10月1日
神奈川	1040	1071	31	2022年10月1日
新潟	859	890	31	2022年10月1日
富山	877	908	31	2022年10月1日
石川	861	891	30	2022年10月8日
福井	858	888	30	2022年10月2日
山梨	866	898	32	2022年10月20日
長野	877	908	31	2022年10月1日
岐阜	880	910	30	2022年10月1日
静岡	913	944	31	2022年10月5日
愛知	955	986	31	2022年10月1日
三重	902	933	31	2022年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発行年月日
	改定前	改定後		
滋賀	896	927	31	2022年10月6日
京都	937	968	31	2022年10月9日
大阪	992	1023	31	2022年10月1日
兵庫	928	960	32	2022年10月1日
奈良	866	896	30	2022年10月1日
和歌山	859	889	30	2022年10月1日
鳥取	821	854	33	2022年10月6日
島根	824	857	33	2022年10月5日
岡山	862	892	30	2022年10月1日
広島	899	930	31	2022年10月1日
山口	857	888	31	2022年10月13日
徳島	824	855	31	2022年10月6日
香川	848	878	30	2022年10月1日
愛媛	821	853	32	2022年10月5日
高知	820	853	33	2022年10月9日
福岡	870	900	30	2022年10月8日
佐賀	821	853	32	2022年10月2日
長崎	821	853	32	2022年10月8日
熊本	821	853	32	2022年10月1日
大分	822	854	32	2022年10月5日
宮崎	821	853	32	2022年10月6日
鹿児島	821	853	32	2022年10月6日
沖縄	820	853	33	2022年10月6日

賃上げ実施事業所の 平均賃金改定率

今年7月に厚生労働省から、2022年の賃金改定状況に関する調査結果※が発表されました。ここではその結果から、産業別に賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率をみていきます。

賃上げは全体の4割未満に

上記調査結果から、今年1～6月に賃金引上げ（以下、賃上げ）を実施した事業所割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】賃上げを実施した事業所割合（%、ポイント）

	2021年	2022年	増減
産業計	36.3	36.9	0.6
製造業	33.3	35.1	1.8
卸売業,小売業	38.8	32.7	-6.1
学術研究,専門・技術サービス業	43.2	43.2	0.0
宿泊業,飲食サービス業	23.8	28.6	4.8
生活関連サービス業,娯楽業	19.7	25.4	5.7
サービス業（他に分類されないもの）	33.3	39.8	6.5

厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」より作成

2022年の産業計は36.9%で、2021年より0.6ポイント増加しました。なお7月以降も賃金改定を実施しない割合は産業計で46.8%と、賃上げ実施割合よりも高い状況です。

産業別にみると学術研究,専門・技術サービス業が43.2%で最も高く、サービス業（他に分類されないもの）が39.8%で続いています。

改定率は3.5%に

次に産業・ランク別に賃上げ実施事業所の賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。2022年の産業計の計は3.5%で、前年計より0.5ポイント増加しました。

産業別の計では、宿泊業,飲食サービス業と学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業が4%台になりました。2021年からの増減では、学術研究,専門・技術サービス業以外は増加しています。

貴社の同業・同ランクの状況と比較されてはいかがでしょうか。

【表2】賃上げ実施事業所の平均賃金改定率（%、ポイント）

	2022年					2021年計	計の増減
	A	B	C	D	計		
産業計	3.7	3.1	3.5	3.9	3.5	3.0	0.5
製造業	3.3	3.0	3.7	4.6	3.5	3.1	0.4
卸売業,小売業	3.3	3.2	3.0	3.0	3.2	2.7	0.5
学術研究,専門・技術サービス業	4.5	3.3	4.1	3.4	4.0	4.4	-0.4
宿泊業,飲食サービス業	5.1	3.7	4.2	4.9	4.6	2.8	1.8
生活関連サービス業,娯楽業	3.8	3.3	2.3	7.4	4.0	2.5	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	3.1	3.3	4.4	4.2	3.7	3.1	0.6

厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」より作成

※厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」

常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から抽出した15,861事業所を対象にした調査です。ランクの内訳は次のとおりです。Aは埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪。Bは茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島。Cは北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡。Dは青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26716.html

これからを生き抜く体力はあるか？ 2つの指標でチェック

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に、燃料価格高騰や円高に端を発した物価高が重なり、国内の中小企業にとって厳しい経済状況が続いています。コロナ融資の返済も本格化した今、自社にどの程度の体力が残っているのか、数値で把握できる経営指標をご紹介します。

ウィズコロナ時代を生き抜く経営基盤を整えるには、①収益力を高め、②膨らんだ負債を減らす視点が不可欠です。そのための現状把握が簡単にできる指標として、①増収(減収)率と②借入金月商倍率があります。

増収(減収)率

$$\text{増収(減収)率} = (\text{当期売上高} \div \text{前期売上高} - 1) \times 100\%$$

前期と比較して売上がどの程度増加(減少)したかを示す割合です。直近2年はご承知のとおりコロナ禍により企業業績が落ち込んだ時期ですので、比較対象は前年ではなく、2019年の売上高がお勧めです(表1は、2021年の四半期ごとの売上高を2019年同期と比較し、業種別にまとめたものです)。

コロナ禍で実施された補助金制度の一部も30%以上の売上減を支給対象としており、「マイナス30%」は状況の深刻さを示す一つの目安

ラインとなります。

借入金月商倍率

$$\text{借入金月商倍率} = \text{借入金} \div \text{月商(売上高)}$$

借入金月商倍率は、借入金の残高が月商の何ヶ月分になるのかを示しています。コロナ対応で実施されたゼロゼロ融資は、多くの企業で据置期間が終了し、元本の返済が始まっています。返済能力を知る上でも、きちんと把握しておきたい指標です。

実際の数値を確認すると、業種によって差が見られます(表2)が、一般的には3~4倍までに抑えた状態が適正といわれています。

増収率と借入金月商倍率の両方が赤信号となっている場合は要注意です。借換えなどの金融機関との折衝においても、数値に裏付けられた丁寧な経営計画が求められます。気が付いたら遅かった…とならないよう、月ごと、四半期ごとなど、定期的にご確認ください。

【表1】 2021年の増収(減収)率 (2019年同期比) (%)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	-11.5	3.6	-2.8	0.4
製造業	-13.0	-14.0	-13.2	-5.6
情報通信業	-17.8	14.0	21.1	30.3
運輸業、郵便業	1.6	-11.3	15.8	33.3
卸売業	-19.6	-11.0	-7.4	-0.4
小売業	-0.3	-4.7	0.7	21.2
宿泊業、飲食サービス業	-36.0	-39.7	-29.2	-23.9
生活関連サービス業、娯楽業	-21.0	-59.3	-51.7	-45.0

【表2】 2021年の借入金月商倍率(倍)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	2.7	3.3	3.3	3.1
製造業	4.7	4.6	4.6	4.3
卸売業	2.2	2.2	2.1	2.4
小売業	3.4	4.4	4.4	3.7
サービス業	6.0	7.0	6.5	5.8

※いずれも調査対象は資本金1千万円以上1億円未満の企業
 ※中小企業庁「2022年版 中小企業白書」より作成
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho.html>

【2022年10月～】厚生年金・健康保険の適用範囲が拡大！その条件とは？

短期間の労働者も対象となることから、社会保険適用の対象となる企業の範囲は拡大します。

社会保険適用拡大の概要

	改正前	2022年10月1日～	2024年10月1日～
企業規模※	常時500人超	常時100人超	常時50人超
労働時間	週20時間以上		
賃金	月額88,000円以上		
雇用期間	継続して1年超 使用される見込み	継続して2ヶ月超 使用される見込み	継続して2ヶ月超 使用される見込み
適用除外	学生		

※ 従業員のうち、フルタイムの労働者や、「週の所定労働時間」「月の所定労働日数」がフルタイム労働者の4分の3以上である短時間労働者の人数。

適用拡大の対象企業

社会保険の被保険者が常時100人を超える企業が対象になります。

同一法人単位で人数をカウントするので、支店・営業所ごとに社会保険に加入している場合でも人数を合算します。

被保険者にあたる短時間労働者要件 (2022年10月~)

 <p>所定労働時間(週) 20時間以上</p>	 <p>賃金 88,000円 以上/月</p> <p><small>残業代、賞与、最低賃金に算入しないとされている賃金(精算手当、通勤手当、家族手当)は含まれません。</small></p>
<p>変更</p>  <p>勤務期間 2ヶ月超</p>	 <p>学生以外[※]</p> <p><small>※定時制・夜間・通信制の学生を除く。</small></p>

健康保険・厚生年金保険の適用範囲が拡大された後。

労働条件通知書を発行する段階で「更新することがある」となっている場合、最初から保険に加入させなければなりません。

年金事務所が各企業の適用状況の調査を行っています。

2022年10月以降、適用拡大の対象企業(50名~100名未満)を重点的に調査することが考えられます。

追加徴収された保険料をめぐって労使紛争となることもあります。

そうならないためにも適切な運用が求められます。

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編、事業統合を促進し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

制度のポイント

1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(ジグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

2 申請期間を4期間設定しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、各事業とも申請期間を4期間設定しており、タイミングに応じた申請が可能です。各申請期間については公募要領やWebサイトなどで、申請期間をご確認ください。

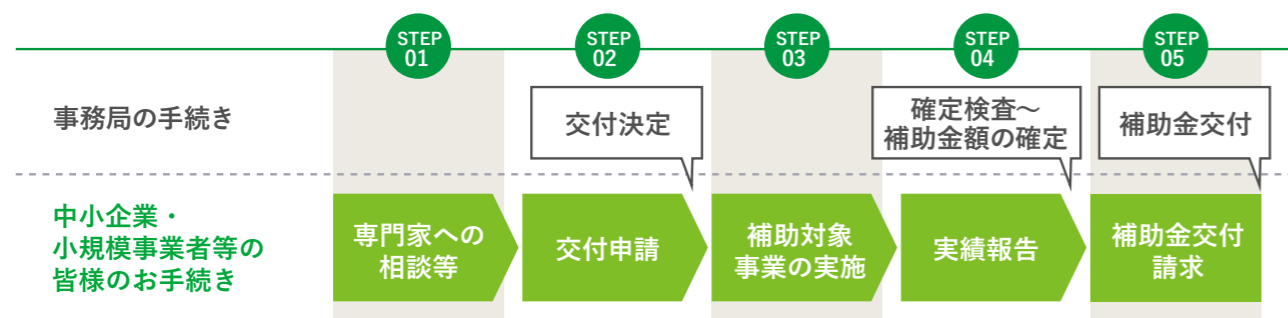
3 「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります

専門家活用において委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する手数料に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。なお、FA・M&A仲介費用以外の経費については、「M&A支援機関登録制度」に関係なく、事務局が認めたものが補助対象となります。

4 廃業・再チャレンジ事業を新設しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助する事業として、廃業再チャレンジ事業を新設しています。本事業は、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。詳細は公募要領をご確認ください。

補助金交付までの流れ(専門家活用)



申請スケジュール(専門家活用)



< 専門家活用 >

事業を引き継ぐ方を支援

買い手支援型

事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者



事業を第三者に承継したい方を支援

売り手支援型

事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者



類型	対象となる経費	補助率	補助上限
買い手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用)等	補助対象経費の2/3以内	600万円以内 ^{※1} _{※2}
売り手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用)等	補助対象経費の2/3以内	600万円以内 ^{※1} _{※2}

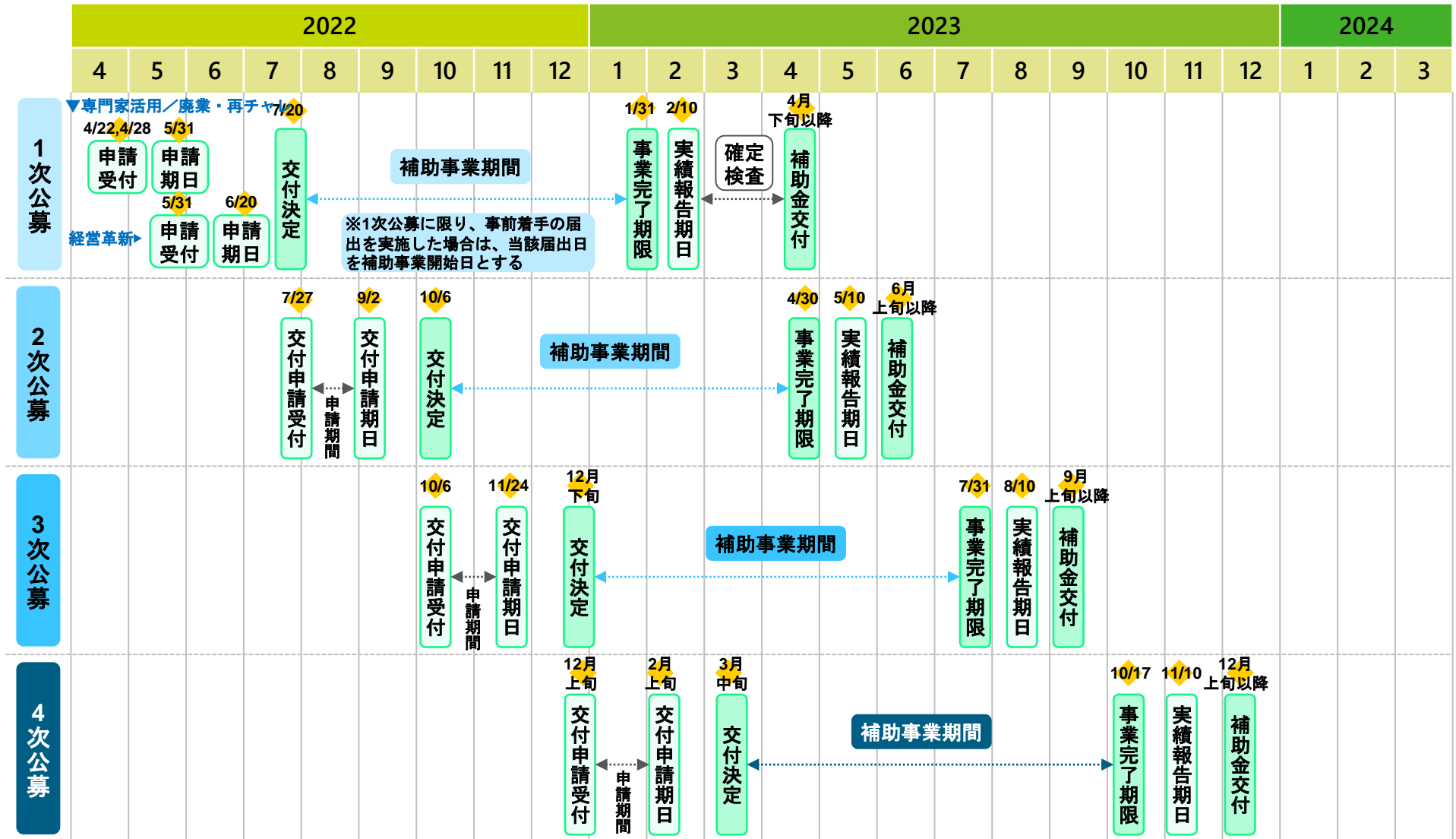
※1: 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が300万円以内に変更となります。
 ※2: 廃業費に関連する上乗せ額は150万円以内となります。ただし関連する経営資源の引継ぎが補助事業対象期間内に実現しなかった場合は補助対象外となります。

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間 2022年10月6日(木)～2022年11月24日(木)17:00

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金 事業スケジュール

※予定の詳細日程については、確定次第Webサイト等でお知らせ予定です。



M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 戸建て建設会社	関東地方	5億円～10億円	2億2,000万円
NEW 豆腐店	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
NEW ヘアカラー専門店	群馬	5,000万円～1億円	6,000万円
NEW 住宅向け外壁工事	関東地方	3億円～5億円	2億5,000万円
NEW コインランドリー店舗	関東地方	0～1,000万円	600万円
NEW 土木建設会社	北関東	2億円～3億円	応相談
NEW 基盤実装	北関東	3,000万円から5,000万円	応相談
NEW 自動車整備業	北関東	5,000万円～1億円	応相談
フィットネス	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談